

台風第 19 号 関連情報

災害ごみの取り扱いについて



ターゲット 13.1

令和元年 11 月 8 日  
郡山市生活環境部  
3R 推進課  
TEL : 924-2181

【11/8 20:00 送信】

災害ごみの収集方法等について、お知らせいたします。

### 収集 [市民の方]

ご家庭の災害ごみにつきましては、これまでエリア（区域）ごとに搬出事業者等が順次収集してまいりましたが、台風 19 号の上陸から約 1 ヶ月が経過し、間もなく搬出作業の終了が見込まれております。

そこで、災害ごみの積み残しや収集漏れを防ぐため、今後の搬出作業の方法をエリア収集から個別収集に切り替えることとしますので、お知らせいたします。

※お申し込みは、11 月 13 日（水）より、

総合相談窓口 TEL 0800-800-5333（フリーダイヤル）

3R 推進課 TEL 924-2181、行政センター（安積、富久山、田村、日和田、西田）まで  
災害ごみの排出の際は、

※ 可能な限り、燃えるごみ・燃えないごみ・畳・タイヤ・大型家電に分別してください。

※ 可燃ごみ・不燃ごみ・資源物につきましては、ごみカレンダーのとおり収集します。

なお、粗大ごみの収集受付は、災害ごみの収集を優先させるため、当面の間休止します。

### 自己搬入 [市民・事業者の方（中小企業に限る）] ※現場係員の指示に従ってください。

- ・逢瀬スポーツ広場（逢瀬町多田野字竹柄沢 1-1）
- ・日和田スポーツ広場（日和田町字菖蒲池 52-13）～11 月 10 日（日）で受入終了
- ・富久山スポーツ広場（富久山町福原字古館 6-1）11 月 11 日（月）から受入開始  
（開場時間）午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

#### 【市民の方】

搬入確認券の事前申し込みは不要ですが、入口にて氏名等の記入をいただきます。

#### 【事業者の方（中小企業に限る）】

自己搬入の際は、り災証明書（コピー可）または、り災証明申請書のコピーの提示が必要となりますので、ご準備ください。

運搬業者に委託される場合は、排出事業者が運搬車両に同乗のうえ搬入願います。

※ 建築廃材及び処理困難物（危険物、薬品、製造工場の原材料や製品、製造用機械など）については、搬入できません。

※ 個人、中小企業の方で、既に自らで廃棄物を処分、または一時保管されているもの、その他判断が難しいものについては、3R 推進課へご相談ください。

◎なお、富久山クリーンセンターの復旧の見込が立ち次第、改めて家庭ごみの取扱いについて、ご案内いたします。